

亀山市告示第75号

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第136号）の一部を次のように改正する。

別表DPT3種混合の部助成金の額（消費税及び地方消費税を含む。）の欄中「7,997円」を「11,671円」に、「5,742円」を「9,416円」に改め、同表DPT2種混合の部助成金の額（消費税及び地方消費税を含む。）の欄中「7,766円」を「9,031円」に、「5,511円」を「6,776円」に改め、同表子宮頸がん予防の部児童・生徒（2価・4価）の項及び長期疾患：児童・生徒（2価・4価）の項を削る。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。